

亀山市公告第46号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告する。

令和8年7月17日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。

物件 番号	所在地	地目	地積 (公簿)	予定価格	入札保証金
土地 －1	亀山市関町 新所字東町 北1839 番1	雑種 地	318㎡	3,640,000 円	364,000円
	亀山市関町 新所字東町 北1839 番5	雑種 地	6.47㎡		
	亀山市関町 新所字東町 北1840 番5	雑種 地	47㎡		
土地 －2	亀山市関町 新所字西町 北1598 番2	宅地	690.52 ㎡	4,230,000 円	423,000円
土地 －3	亀山市亀田 町字落崎 377番1	宅地	4417.23 ㎡	33,760,000 円	3,376,000円

※物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）上の情報を確認すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人にあつては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（この号において「暴力団員」と

いう。)に該当しない者であること、法人にあっては役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当しない者であること。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員に該当しない者であること。

(4) 日本語を理解できること。

(5) 亀山市インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾及び遵守できること。

(6) 公有財産の買受について、一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。

(7) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 参加仮申込み

入札参加希望者は、令和8年7月17日午後1時から同年8月4日午後2時までに、あらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込手続を行うこと。

(2) 参加申込み(本申込み)

参加仮申込手続を完了した後、令和8年8月18日午後1時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)に所定の申込書を亀山市財務課契約管財グループに提出すること。

4 現地説明会

現地説明会は、開催しない。

5 入札の方法

(1) 場所

公有財産売却システム上

(2) 入札期間

令和8年8月18日午後1時から同年8月25日午後1時まで

(3) 入札参加上の注意

公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、各物件につ

き、一度しか行うことができず、入札参加者の都合による取消し及び変更はできない。また、郵送等による入札書の提出は、認めない。

6 開札及び落札者の決定方法

- (1) 令和8年8月25日午後1時から公有財産売却システム上で開札する。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、亀山市が定めた入札保証金を物件ごとに指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金は、その全額を売払代金に充当する。
- (4) 入札保証金は、落札者を除き入札終了後に還付する。還付する入札保証金には利息を付さない。
- (5) 落札者が亀山市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は亀山市に帰属する。

8 契約の締結

落札者は、令和8年9月1日午後5時までに契約を締結しなければならない。

9 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和8年10月8日までに亀山市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金の残金を納付しなければならない。
- (2) 売払代金の残金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに亀山市インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 その他

- (1) 亀山市は、契約不適合責任を負わない。

(2) 契約締結後に、亀山市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、亀山市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。